

平成 29 年度シマフクロウ保護増殖事業実施結果（環境省）

- 1 つがい確認状況（参考資料 1-1）
 - ・ 51 つがい（これまでに標識した実績のある生息地に限る）の生息が見込まれた。
- 2 給餌（参考資料 1-2、1-3）
 - ・ 管内 9 箇所においてヤマメ・ニジマス等計 2620kg を給餌（見込み）（昨年度は管内 10 箇所 2770 kg）。
 - ※環境省以外のもので環境省が給餌として認めるものを含めると 12 箇所、計 4080kg（昨年度は管内 13 カ所、4275 kg）。
 - ・ 「シマフクロウ保護増殖事業における給餌等について（平成 28 年 3 月 釧路自然環境事務所）」を踏まえ、現在の給餌状況の実態把握調査を行うとともに、給餌により達成すべき目標並びに必要な最小限の期間及び量の設定に係る検討を始めた。また、試験的に食害対策を実施し、給餌量の調整を行った。
- 3 巣箱設置等（参考資料 1-4）
 - ・ 新規設置 1 箇所、架け替え 3 箇所を実施。
 - ・ その他撤去を含むメンテナンス作業 14 箇所。
 - ・ 現在の巣箱設置数は計 189 個（うち 90 箇所において繁殖実績有り）。
- 4 標識調査等（参考資料 1-5）
 - ・ 19 地点において 21 羽のヒナに足環を装着。
 - ・ 血液分析による雌雄判定結果は、オス 10 羽、メス 8 羽。
 - ・ なお、採血を実施していない 3 羽については、羽毛から雌雄判定を行い、結果はオス 1 羽、メス 2 羽。
 - ・ 札幌管内では、日高、大雪山地域での生息拡大の調査を実施
- 5 傷病個体の収容（参考資料 1-6）
 - ・ 死体 1 羽を収容（ヒナの収容であり、クロテンによる捕食又は巣からの落下と推察）。
- 6 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等（参考資料 1-7）
 - ・ 現在 2 羽を飼育中（うちリハビリ中 1 羽、放鳥不可 1 羽）。
 - ・ 1 羽死亡
- 7 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進（資料 8）

- ・「シマフクロウの生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標」（平成28年3月策定）を踏まえ、根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進に係る検討に必要な基礎情報の収集・解析を実施。

8 放鳥（資料6）

- ・放鳥予定個体がメス個体であることから、つがい形成を目的としてオス個体単独生息地を探索
- ・放鳥予定個体の死亡により探索を中止

9 普及啓発等（参考資料1－8）

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤードツアーの開催等による普及啓発。
- ・生息地における取材対応2回。

平成 30 年度シマフクロウ保護増殖事業実施計画（環境省）

全体について

平成 30 年度の予算は、新たな生息地での調査を含めて増額要求を行ったものの、逆に減額となり、本省からは、生息地の拡大を踏まえた調査をするのであれば、既存調査地において調査の効率化を行う必要があるとの指摘を受けている。そのため、その他の保護増殖事業と調整し、シマフクロウ事業費については増額を行いつつ、既存の生息地における調査については、さらに効率化をめざし、1 調査地あたりの経費を一割程度削減できるように調整し、その経費で、新規や重点的に取り組む必要がある事業を行う予定。

1 継続事業

(1) 巣箱設置等（資料 4）

- ・新規設置、メンテナンスに対応。
- ・テン等対策が必要な箇所についてはアタッチメント・鉄板を適宜設置。
- ・全体目標を踏まえ、効率化を目指す。

(2) 給餌（資料 5）

- ・管内 7 箇所においてヤマメ・ニジマス等計約 2420kg を給餌（各給餌場は平成 29 年度同量を見込むが、2 つの給餌場が終了するため全体量は減少となる）。
- ・各給餌場における給餌目標及び対応策、必要最小限の給餌期間及び量、必要なモニタリング項目等の検討を引き続き進める。

(3) 標識調査等

- ・モニタリング事業として調査を継続。
- ・標識調査の打合せにおいて、引き続き標識調査の効率化等を検討
- ・環境省が関係機関、関係者との連携協力により実施してきた標識調査は、シマフクロウ保護増殖事業における基本的な事業として重要なものであるが、一方、生息地の増加に対応して、事業規模の拡大を図る必要があり、調査の効率や効果について一層の向上を進めることが課題である。そのため、環境省職員、調査員及び獣医師の 3 者が揃っての実施を原則としつつ、将来的な本ルールの見直しや調査項目等について検討していく。

(4) 傷病個体の収容

- ・傷病個体を収容し、収容原因を解明するとともに、人為的な要因に対しては必要に応じて事故原因の除去について事業者にも協力を求める。

(5) 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・リハビリ中の 1 羽については放鳥に向けてリハビリを実施。

- ・野生復帰困難個体（通称ちび）については普及啓発に活用（株式会社猛禽類医学研究所の事業として実施）。
- ・新規収容個体については野生復帰を基本とし、放鳥不可の場合には動物園への移管を検討。

（6）放鳥（資料6）

- ・釧路湿原野生生物保護センターにおいてリハビリ中の1羽（オス単独）について放鳥を検討。

（7）普及啓発等

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示、生息地における取材対応、野生復帰困難個体（通称ちび）の活用等による普及啓発を実施。

2 新規および重点的な取組

（1）生息地拡大把握の調査

- ・調査員等からの、これまで標識実績のないつがいの情報から、追加で調査が必要と考えられる調査地において生息調査を行う。
- ・釧路管内では、これまで調査したことがない知床半島の先端部での調査を実施予定。平成31年度は阿寒について実施を想定。
- ・札幌管内では、日高、大雪山地域での生息拡大の調査を実施予定。

（2）根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進（資料8）

- ・別寒辺牛川流域における4種（シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシ）、特にシマフクロウに係る生息環境整備の検討を進める。
- ・標津川流域の取組を開始。

（3）今後の検討会の公開に向けての検討

- ・行政の設置する会議は、公開が基本となってきたこと、また、積極的に取組を紹介していくことを目的として、事業の実施結果や全体の方針などの議論を公開とするなどを検討（生息地が特定されるような情報は非公開）。